

## 個人情報安全管理措置教育について

高知県がん登録室では、以下の個人情報安全管理措置教育を実施しています。

- ア 登録室責任者が新たに着任した登録室職員に対して個人情報に関する規定等、登録室職員の役割及び責任について説明を行う。
- イ 作業責任者は、毎年4月に、登録室職員に対し、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」及び高知県がん登録推進事業業務マニュアルに従い、安全管理措置教育として、
  - ・ 個人情報に関する規定等（法に定められる秘密保持義務等、全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル、高知県がん登録推進事業業務マニュアル）
  - ・ 各職員の役割及び責任
  - ・ 離職後の秘密保持について説明を行う。説明と併せて、教育内容が習得できたかを確認するためのテストを実施し、テスト結果に応じて再試験を実施する。
- ウ 作業責任者は、随時の新任の登録室職員に対し、高知県がん登録推進事業業務マニュアルの記載内容について説明を行う。
- エ 作業責任者は、登録室職員の離職時、在職中に知り得た機密情報の守秘義務が離職後も継続すること等の再教育を行う。
- オ 受講記録（教育・研修の実施内容、受講者一覧等）及びテストの結果を取得する。
- カ 登録室責任者が従事者に対する安全管理措置の教育計画を承認し、受講記録を確認する。
- キ 登録室責任者が離職する職員に対し秘密保持に関する説明を行う。